

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)(二件) (農林水産経営支援課) 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 (同) 二
- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 二
- 保安林の指定の解除の予定 (同) 二
- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産業振興課) 二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 四
- 土地区画整理事業の換地処分届出 (同) 四
- 建築士免許の取消し (建築宅地課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報システム課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) (道路課) 八
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 八
- 宮城県公報第二八〇四号(平成二十八年十月二十八日付け)中 九

告 示

○宮城県告示第八百九十八号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号) 第一百五條の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適

合するものと認める。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城県 第一加入区	水 域 宮城県 第一加入区	同意成立の 届出年月日 平成二十八年十月二十四日	発起人の住所及び氏名 宮城県唐桑町宿浦二百十六番地 唐桑町東舞根 政則 唐桑町東舞根 政則 唐桑町東舞根 政則 唐桑町東舞根 政則	漁業の種類 漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第三十九号)第三十九号に規定する漁業	特定第一号 漁業者数 九百二十四人
---------------------	---------------------	--------------------------------	--	--	-------------------------

○宮城県告示第八百九十九号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号) 第一百五條の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 宮城県 第一加入区	水 域 宮城県 第一加入区	同意成立の 届出年月日 平成二十八年十月二十四日	発起人の住所及び氏名 宮城県唐桑町宿浦二百十六番地 唐桑町東舞根 政則 唐桑町東舞根 政則 唐桑町東舞根 政則	漁業の種類 漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第三十九号)第三十九号に規定する漁業	特定第一号 漁業者数 三十九人
---------------------	---------------------	--------------------------------	--	--	-----------------------

○宮城県告示第九百号

県営大坪地区土地改良事業農地整備事業(経営体育成型) 変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七條の三第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七條の三第六項で準用する同法第八十七條第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事

に審査請求をすることができる。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年十一月四日から平成二十八年十二月五日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第九百一号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
上沼2期	ため池等整備事業	平成二十八年七月七日

○宮城県告示第九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所
気仙沼市中山三五三の六九

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字田尻畑七の二

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第九百四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十八年十一月四日から平成二十八年十一月十八日まで縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	縦覧場所
発起人の住所及び氏名 気仙沼市入沢一番九号 佐藤 亮輔 加入区 気仙沼加入区 漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称 気仙沼漁業協同組合 縦覧場所 気仙沼市魚市場前八 番二十五号	気仙沼市南郷二十七番地

石卷市塩富町二丁目四番三	阿部 一弘	石卷市福貴浦字土手一番地の二	石森 裕治	石卷市狐崎浜字鹿立屋敷六十二番地	石卷市東部加入区	石卷市塩富町二丁目四番三	宮城県漁業協同組合	石卷市塩富町一丁目	石卷市狐崎浜字狐崎屋敷四番地
石卷市泊浜泊五十一番地	安住 留治郎	石卷市泊浜泊二十四番地	松川 喜洋	石卷市小測浜小湖八十二番地	表浜加入区	石卷市泊浜泊五十一番地	宮城県漁業協同組合	石卷市泊浜泊五十一番地	安住 留治郎
石卷市尾崎字弘象一番地一	西村 久治	石卷市尾崎字弘象二十二番地十一	小川 英樹	石卷市尾崎字弘象一番地一	河北町大川加入区	石卷市尾崎字弘象一番地一	宮城県漁業協同組合	石卷市尾崎字弘象一番地一	西村 久治
石卷市北上町十三浜字上ノ山七番地二十二	佐藤 新一郎	石卷市北上町十三浜字崎山百五十四番地六	小山 正信	石卷市北上町十三浜字上ノ山七番地二十二	河北町大川加入区	石卷市北上町十三浜字崎山百五十四番地六	宮城県漁業協同組合	石卷市北上町十三浜字崎山百五十四番地六	小山 正信
気仙沼市唐桑町宿浦二百十六番地	島山 政則	気仙沼市唐桑町崎浜二百六十二番地七	小野寺 庄一	気仙沼市唐桑町宿浦二百十六番地	唐桑加入区	気仙沼市唐桑町崎浜二百六十二番地七	宮城県漁業協同組合	気仙沼市唐桑町宿浦二百十六番地	島山 政則
石卷市開成一番二十七	櫻井 幸作	石卷市谷川浜中井道十三番地四	石卷市開成一番二十七	石卷市開成一番二十七	石卷市開成一番二十七	石卷市開成一番二十七	宮城県漁業協同組合	石卷市開成一番二十七	櫻井 幸作
東松島市宮戸字里二十五番地	櫻井 幸作	東松島市宮戸字里二十六番地	東松島市宮戸字里二十五番地	東松島市宮戸字里二十五番地	宮戸西部加入区	東松島市宮戸字里二十六番地	宮城県漁業協同組合	東松島市宮戸字里二十五番地	櫻井 幸作
東松島市宮戸字仙堂山十七番地	阿部 信弘	東松島市宮戸字深田二十九番地一	門馬 喜三	東松島市宮戸字仙堂山十七番地	宮戸加入区	東松島市宮戸字深田二十九番地一	宮城県漁業協同組合	東松島市宮戸字仙堂山十七番地	阿部 信弘
東松島市矢本字不動前二百九十七番地一	三浦 正信	東松島市小松字上砂利田五十七番地	相澤 太	東松島市矢本字不動前二百九十七番地一	矢本町加入区	東松島市小松字上砂利田五十七番地	宮城県漁業協同組合	東松島市矢本字不動前二百九十七番地一	三浦 正信
石卷市塩富町一丁目三番二十五号	青木 英文	石卷市塩富町一丁目三番二十五号	石卷市塩富町一丁目三番二十五号	石卷市塩富町一丁目三番二十五号	石巻湾支所	石卷市塩富町一丁目三番二十五号	宮城県漁業協同組合	石巻湾支所	青木 英文
名取市美田園三丁目二十七番地の十六	阿部 義彦	名取市美田園三丁目二十七番地の十六	名取市美田園三丁目二十七番地の十六	名取市美田園三丁目二十七番地の十六	関上加入区	名取市美田園三丁目二十七番地の十六	宮城県漁業協同組合	名取市美田園三丁目二十七番地の十六	阿部 義彦
塩竈市浦戸桂島字庵寺二十九番地	内海 勇一	塩竈市浦戸桂島字神手洗七十三番地二	阿部 義彦	塩竈市浦戸桂島字庵寺二十九番地	塩釜市浦戸加入区	塩竈市浦戸桂島字神手洗七十三番地二	宮城県漁業協同組合	塩竈市浦戸桂島字庵寺二十九番地	内海 勇一
塩竈市牛生町十七番四号	水間 正夫	塩竈市牛生町十四番二号	赤間 元男	塩竈市牛生町十七番四号	大塩釜加入区	塩竈市牛生町十四番二号	宮城県漁業協同組合	塩竈市牛生町十七番四号	水間 正夫
東松島市宮戸字里八十一番地の十一	東松島市宮戸字里八十一番地の十一	東松島市宮戸字里八十一番地の十一	東松島市宮戸字里八十一番地の十一	東松島市宮戸字里八十一番地の十一	東松島市宮戸字里八十一番地の十一	東松島市宮戸字里八十一番地の十一	宮城県漁業協同組合	東松島市宮戸字里八十一番地の十一	東松島市宮戸字里八十一番地の十一
東松島市宮戸字前田五十七番地の一	東松島市宮戸字前田五十七番地の一	東松島市宮戸字前田五十七番地の一	東松島市宮戸字前田五十七番地の一	東松島市宮戸字前田五十七番地の一	東松島市宮戸字前田五十七番地の一	東松島市宮戸字前田五十七番地の一	宮城県漁業協同組合	東松島市宮戸字前田五十七番地の一	東松島市宮戸字前田五十七番地の一
東松島市大曲字沼尻十四番地の一	東松島市大曲字沼尻十四番地の一	東松島市大曲字沼尻十四番地の一	東松島市大曲字沼尻十四番地の一	東松島市大曲字沼尻十四番地の一	東松島市大曲字沼尻十四番地の一	東松島市大曲字沼尻十四番地の一	宮城県漁業協同組合	東松島市大曲字沼尻十四番地の一	東松島市大曲字沼尻十四番地の一
巨理町荒浜字築港通り六番二十二	巨理町荒浜字築港通り六番二十二	巨理町荒浜字築港通り六番二十二	巨理町荒浜字築港通り六番二十二	巨理町荒浜字築港通り六番二十二	巨理町荒浜字築港通り六番二十二	巨理町荒浜字築港通り六番二十二	宮城県漁業協同組合	巨理町荒浜字築港通り六番二十二	巨理町荒浜字築港通り六番二十二

名取市美田園北十四番地の七 市営住宅 遠藤 秋吉 橋浦 偉夫	石巻市湊町二丁目六番七号 今野 正子 石巻市開北一丁目九番七十四号 株式会社鈴木漁業 代表取締役 鈴木廣志	石巻市大宮町一番三十四号 伏見 健一 石巻市渡波字下榎壇百六十番地八 杉浦 守之	塩竈市杉の入一丁目五番十号 阿部 宗一郎 塩竈市杉の入裏三十九番地 櫻井 武	塩竈市新浜町一丁目十七番二十九号 小玉漁業有限公司 代表取締役 小玉祐樹 塩竈市北浜四丁目五番十二号 株式会社丸要漁業部 代表取締役 佐藤 秀	塩竈市行楽十一番二十号 佐藤 寛 多賀城市高橋三丁目十五番二十六号三号 飯沼 始
	石巻市加入区 石巻市加入区	石巻市万石浦渡波加入区 石巻市万石浦渡波加入区	大塩釜加入区 大塩釜加入区	大塩釜加入区 大塩釜加入区	大塩釜加入区 大塩釜加入区
	石巻市漁業協同組合 石巻市漁業協同組合	渡波漁船漁業協同組合 渡波漁船漁業協同組合	塩釜市漁業協同組合 塩釜市漁業協同組合	塩釜地区機船漁業協同組合 塩釜地区機船漁業協同組合	宮城県近海底曳網漁業協同組合 宮城県近海底曳網漁業協同組合
	石巻市魚町二丁目十三番地四 石巻市魚町二丁目八番地四	石巻市魚町一丁目八番東2F三番 石巻市魚町一丁目八番東2F三番	塩竈市新浜町三丁目三十番地十七 塩竈市新浜町三丁目三十番地十七	塩竈市新浜町一丁目十三番地一 塩竈市新浜町一丁目十三番地一	塩竈市新浜町一丁目十一番地十五 塩竈市新浜町一丁目十一番地十五

○宮城県告示第九百五号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 名取市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

名取市愛島東部第二土地区画整理事業

二 施行者の名称

名取市愛島東部第二土地区画整理組合

三 事務所の所在地

名取市愛島笠島字後谷地七十八番地の二十五（四十四街区一）

四 換地処分の年月日

平成二十八年九月五日

○宮城県告示第九百七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日 氏 名 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 登録番号 免許取消しの理由	平成二十八年十一月四日 氏 名 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 登録番号 免許取消しの理由
--	--

平成二十八年十月二十八日	大森 三郎	二級建築士	第四千八百六十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	須田 直助	二級建築士	第四千八百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	熊谷 七藏	二級建築士	第三千九百六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	大畑 惣治	二級建築士	第三千九百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	窪田 直義	二級建築士	第三千九百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	鈴木 與左	二級建築士	第三千七百九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	衛 忠兵	二級建築士	第三千七百八十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	進 山田 菊之	二級建築士	第三千六百二十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	桜井 定吉	二級建築士	第三千六百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	工藤 定七	二級建築士	第三千四百七十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	小野里 幸太郎	二級建築士	第三千三百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	松崎 義次	二級建築士	第三千二百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	佐々木 金治	二級建築士	第三千二百三十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	小野 基	二級建築士	第三千六百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	石川 繁雄	二級建築士	第三千三百三十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	小笠原 清治	二級建築士	第三千二百二十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	安海 軍治	二級建築士	第三千二百二十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	西方 清助	二級建築士	第三千二百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	佐山 與市	二級建築士	第三千七百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	郎 角張 卓一	二級建築士	第三千五百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十八年十一月四日

一 入札に付する事項
宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調達案件及び数量 宮城県情報通信ネットワーク再構築等賃貸借業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十三年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本調達は、単独企業、個人又は本業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）による一般競争入札とする。

なお、企業連合の結成は自主結成とし、この場合は「宮城県情報通信ネットワーク再構築等賃貸借業務に係る包括的業務委託企業連合協定書」（様式四）を参考に協定を締結すること。

入札に参加する者は、下記の要件をすべて満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

平成二十八年十月十八日	三澤 寅和	二級建築士	第四千九百四十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	加藤 達三	二級建築士	第七千六百五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。
9 次に掲げるすべての実績及び認定を有していること。

(一) 公告の日から過去五年以内に国、都道府県又は政令市の基幹ネットワークの構築に係る契約を締結し、履行した実績（賃貸借契約内での構築も含む。）を有すること。（複数年契約しているものにあつては、履行開始から一年以上経過している者を含む。）

(二) ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム規格）の認定を有していること。

(三) ISO9001（品質マネジメントシステム規格）の認定を有していること。

10 プライバシーマーク制度の認定を有していること。
次に掲げるすべての事項を満たすこと。

(一) マイクロソフト社とPremier Support for Partners 契約を締結し、その契約を使用した宮城県への支援を提供可能であること。

(二) シスコシステムズ社のゴールド認定パートナーであること、又はゴールド認定パートナーから直ちに支援が受けられること。また、シスコシステムズ社認定資格（CCIE）の取得者の支援が受けられること。

11 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。
(一) すべての構成員が1から7までの要件のすべてを満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが8の要件を満たしていること。

(三) 企業連合内で9及び10の要件を満たしていること。

(四) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

(※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に重複して参加することができない。)

12 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―三三三五）へ平成二十八年十一月七日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕

様書の交付場所並びに問合せ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班(担当 瀬川 義行 電話〇二二
一二一一二四七五)

2 入札説明書等の交付期間

平成二十八年十一月四日(金) から平成二十八年十一月八日(火) 午後五時

3 一般競争入札参加資格審査

- (一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年十一月九日(水) から平成二十八年十一月十一日(金) 午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- (二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期間等

- (一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十八年十一月十六日(水) 午前九時から平成二十八年十一月十七日(木) 午後五時まで
- (二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

- (イ) 郵送の場合 平成二十八年十一月十六日(水) 午前九時から平成二十八年十一月十七日(木) 午後五時まで
- (ロ) 持参の場合 平成二十八年十一月十六日(水) 午前九時から平成二十八年十一月十八日(金) 午前十時まで

ロ 提出場所 1に同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

5 開札の日時及び場所

平成二十八年十一月十八日(金) 午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 情報システム課

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単

位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。
2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」(資料三)の第九条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱いについては契約書(案)(資料五)に示すとおりとする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Reconstruction and lease of information and

- communications network for Miyagi Prefectural Government (1)
- 2 Implementation Term : From the contract conclusion date to September 30, 2021
- 3 Places of Implementation : Miyagi Prefectural Government building, (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi) and other locations
- 4 Deadline and Place of Bid Submission (in person) : Friday, November 18, 2016, 10 : 00 am. Miyagi Prefectural Government building, 3rd floor Information System Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department
- 5 Deadline of Bid Submission (by mail) : Thursday, November 17, 2016, 5 : 00 p.m.
- 6 Place and Time of Bid Selection : Friday, November 18, 2016, 10 : 00 am. Miyagi Prefectural Government building, 3rd floor Information System Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department
- 7 Contact Information : Yoshiyuki Segawa, Network Management Section, Information System Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2475

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品及び納入予定数量
- 1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千三百三十九トン
- 2 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 三十八キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県大河原土木事務所 宮城県柴田郡大河原町字南一二九番地一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年十月十四日
- 四 落札者の名称及び所在地
- 1 一の1の購入物品 第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二番六十の一号
- 2 一の2の購入物品 株式会社ハイウェイとうほく 仙台市泉区永和台三十五番一号
- 五 落札金額
- 1 一の1の購入物品 十四円四十一銭八厘（一キログラム当たり）

- 2 一の2の購入物品 四十六円四十四銭（一リットル当たり）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年八月三十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品及び納入予定数量
- 1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 千四百四トン
- 2 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）（単価契約） 三十六キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県北部土木事務所 宮城県大崎市古川旭四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年十月十四日
- 四 落札者の名称及び所在地
- 1 一の1の購入物品 道央流通株式会社仙台営業所 名取市堀内字南百六十一番地
- 2 一の2の購入物品 株式会社ハイウェイとうほく 仙台市泉区永和台三十五番一号
- 五 落札金額
- 1 一の1の購入物品 十三円七十一銭六厘（一キログラム当たり）
- 2 一の2の購入物品 四十六円四十四銭（一リットル当たり）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年八月二十三日
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
- 平成二十八年十一月四日
- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 宮城県利府町春日字柳沢四十三番一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
- 宮城県利府町中央二丁目九番地一 アメニティ

正 誤

○宮城県公報第二八〇四号(平成二十八年十月二十八日付け)中

ページ

四 下 段

行
ら二
後ろ
か

正

誤

宮城県利府町利府字新屋田前三
二番一地先から

宮城県利府町利府字八幡崎前三
二番一地先から

ハイツBー百三

伊藤 輔

宮城県利府町中央二丁目九番地一 アメニテイ

ハイツBー百三

伊藤 美奈子